

犯罪被害者等が刑事裁判に直接関与することのできる制度に関する外国法制の概要

アメリカ（連邦）	イギリス （イングランド及びウェールズ）	ドイツ	フランス
<p>公開手続への出席 司法省その他の合衆国の行政機関の公務員及び職員は、一定の場合を除き、被害者が犯罪に係るすべての公開手続から排除されない(not to be excluded)権利を確実に付与されるよう、最善の努力を尽くさなければならないとされている。</p> <p>量刑手続等への関与 釈放、答弁又は量刑に関して地方裁判所において行われる公開の刑事手続において、被害者が合理的に意見聴取を受ける権利が認められている。</p>	<p>量刑手続への関与 裁判手続において、被害者がその被った被害の影響を書面により陳述できる。公判開始前から行えるが、証拠となり、対質の対象ともなり得る。ただし、量刑に関しては言及できない。裁判官が量刑を検討するための判決前調査報告書には、被害の影響等について記載されることになっている。</p>	<p>公訴参加 強姦、傷害、監禁等の一定の犯罪の被害者、違法行為により死亡した者の遺族、私人訴追の権利を有する者等は、提起された公訴に参加することができる。公訴参加すると、証人として召喚された場合でも在廷する権利が認められるほか、質問権、証拠申請権、意見陳述権、上訴権等が認められる。</p>	<p>私訴原告人の刑事裁判関与 私訴原告人(partie civile)となった場合、被害者は、当事者として刑事裁判に関与することが認められ、裁判への出席権、弁護士の補佐を受ける権利、証拠提出権、証人に対する質問権、意見書を提出する権利、上訴申立権（ただし、民事上の利益に関してのみ）が認められている。</p>